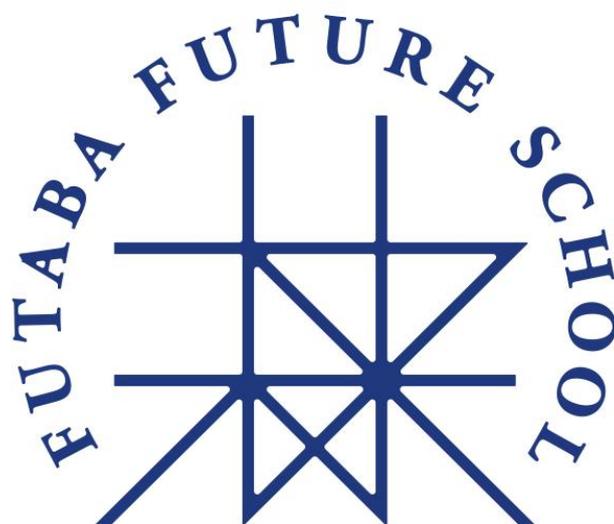


# 学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめの防止等のための基本方針（平成29年3月14日文部科学大臣最終改定）、福島県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものと認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、本校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

## I 基本的な考え方

- 1 生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。
- 2 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- 3 はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 4 いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- 5 組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を企画・実施する校内組織を設置する。
- 6 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合、情報を一人で抱え込まず、周囲の教職員に相談するなど、組織的に対応する。

## II いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係にある他の生徒から、心理的または物理的な攻撃を受け（インターネットを通じて行われるものを含む。）、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、生徒の感じる被害性に着目して判断する。

<具体的ないじめの様態（例）>

- 1 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - ・ 存在を否定されることを言われる。
- 2 仲間はずれや集団による無視。
  - ・ 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ・ 遊びやチームに入れない。
  - ・ 席を離される。
- 3 ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - ・ 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。
- 4 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる。
  - ・ 「借りる」と称して返さない。
  - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てられたりする。
  - ・ 靴に画鋲などを入れられる。



- 5 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校中に荷物を持たされたりする。
  - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理やらされる。
  - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- 6 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログ・ツイッター等に誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・ SNS（ソーシャルネットワークサービス）のグループから故意に外される。



近年はネット上のいじめが急増している。

### Ⅲ いじめへの理解

#### (1) 一般的な事項

- ・ いじめはどの生徒にも起こりうるものである
- ・ 嫌がらせなどの暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。
- ・ 暴力を伴ういじめは、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

#### (2) 所属集団内におけるいじめ

- ・ 学級や部活動などの無秩序性や閉塞性など、集団の構造上の問題から起こることがある。
- ・ 観衆としてはやし立てる者や、周囲でいじめに暗黙の了解を与える傍観者にも注意を払う。
- ・ 集団において、いじめを許さない雰囲気を形成する。

#### (3) 配慮が必要な生徒への対応

- ・ 発達障害のある生徒や、東日本大震災に伴う避難等の経験により心のケアが必要な生徒などについて、本校としてできる範囲の適切な支援や配慮を行うとともに、保護者と連携しながら必要な指導を行う。
- ・ 適切な支援や配慮を行う際は、特別な扱いをすることが生徒自身の自尊感情を損なったり、周囲からの孤立感や疎外感を感じさせたりする可能性があることを踏まえ、特別視した指導になっていないか留意する。

#### (4) 犯罪行為として取り扱うべきいじめ

- ・ 教育的な配慮や被害者及び保護者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談の上、連携した対応をする。

### Ⅳ 学校及び教員の責務

#### (1) いじめの防止

- ・ 教員は、いじめの定義や発生時の初期対応などを十分に理解すること。
- ・ 教育活動全体を通じて、生徒に対し「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- ・ 教育活動全体を通じて、生徒が心の通う人間関係を構築できるような指導を行う。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因等に目し、生徒の自己有用感や充実感を育み、安心して学校生活を送ることのできる環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って対処すること。
- ・ 教員が早い段階から関わりを持ち、いじめを軽視せず積極的に認知すること。
- ・ 早期発見に向け、定期的なアンケート実施や教育相談体制の充実、電話相談窓口の周知などの体制づくりに努めること。

(3) いじめへの初期対応

- ・ 学校は、組織的な対応を可能とする体制を整備すること。
- ・ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すること。
- ・ 関係生徒に事情を確認したうえで適切に指導すること。
- ・ 学級担任は、「生徒いじめ問題報告書」を作成し、速やかに生徒指導部に提出すること。
- ・ 教員個人で対処することはせず、生徒指導部、教育相談係、学年・年次等と情報を共有し、組織的な対応を行うこと。組織的な対応を行う目安については、表1によること。
- ・ 部活動内や寮内など、限られた集団の中でおこったいじめについても、集団内のみで解決せず、組織的な対応を行うこと。
- ・ 校内において認定されたいじめについて、県教育委員会へ報告すること。
- ・ 地域や家庭、関係機関等との連携・協働に努め、必要に応じて情報共有できる体制づくりを構築すること。

(4) いじめに対する措置

- ・ 教員がいじめを発見した場合や相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、委員会は積極的にいじめを認知し、組織的な対応につなげること。
- ・ 教頭は、いじめと認知された又はいじめが疑われる案件について校長に報告する。
- ・ 加害生徒に対しては、教育的配慮をしつつ、毅然とした態度で指導する。なお、教職員全体の共通理解、保護者や関係機関等との連携の下で取り組むこと。
- ・ 犯罪行為と認められるような事案や、インターネット上への不適切な書き込みなどについては、警察などの関係機関との連携を図る。
- ・ いじめは単に謝罪をもって解決とすることはできず、いじめの解消している状態とは、少なくとも表2に記載のある要件がすべて満たされている必要がある。

表1

**組織的な対応を行う目安**

- 周囲の教員への情報共有は、随時、積極的に行う。  
例) 学級担任→学年・年次の職員 部活動顧問→学級担任
- 学級担任は、人間関係のトラブルによる欠席や理由の分からない欠席が続いた場合、教育相談係及び教頭に情報提供をする。
- 人間関係のトラブルによる欠席や理由の分からない欠席が3日以上続いた場合、保護者と相談の上、家庭訪問を検討するなどし、状況の把握に努める。
- 教育相談係は、生徒指導主事や養護教諭に情報提供をし、組織的な対応ができるような体制づくりを行う。
- 生徒指導主事は、いじめが疑われる場合、速やかに「学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会」を開催する。

表2

**＝いじめが解消している状態とは＝**

- いじめに係る行為が止んでいる。(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続)
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

## V いじめ防止等対策のための組織

- 1 名称 「学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会」
- 2 構成員
  - (1) 校長、副校長、教頭、事務長、各部主任、各学年・年次主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談係を構成員とする。
  - (2) 校長を委員長とし、生徒指導主事が事務を主管する。
  - (3) いじめの認定や措置など、個別の生徒に係る内容について審議する場合は、関係生徒の学級担任、部活動顧問教員なども参加する。
  - (4) 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等の参加を求めることができる。
- 3 役割
  - ア いじめ防止基本方針の策定
  - イ いじめの防止、早期発見、調査、認定、措置
  - ウ いじめに関する職員研修立案
  - エ いじめに関する講話立案
  - オ ケースの検証、指導計画の見直し
  - カ 重大事態が発生した場合の調査（調査主体が学校とされた場合）

## VI 重大事態の定義

- 1 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 2 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- 3 保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

## VII 重大事態の対処

- 1 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。
- 2 その他の対応については、「IV 学校及び教員の責務 (3) (4)」の記載のほか、県基本方針「3 重大事態への対処」による。  
○福島県いじめ防止基本方針  
[https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/link/2577-ijime\\_boushi.pdf](https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/link/2577-ijime_boushi.pdf)

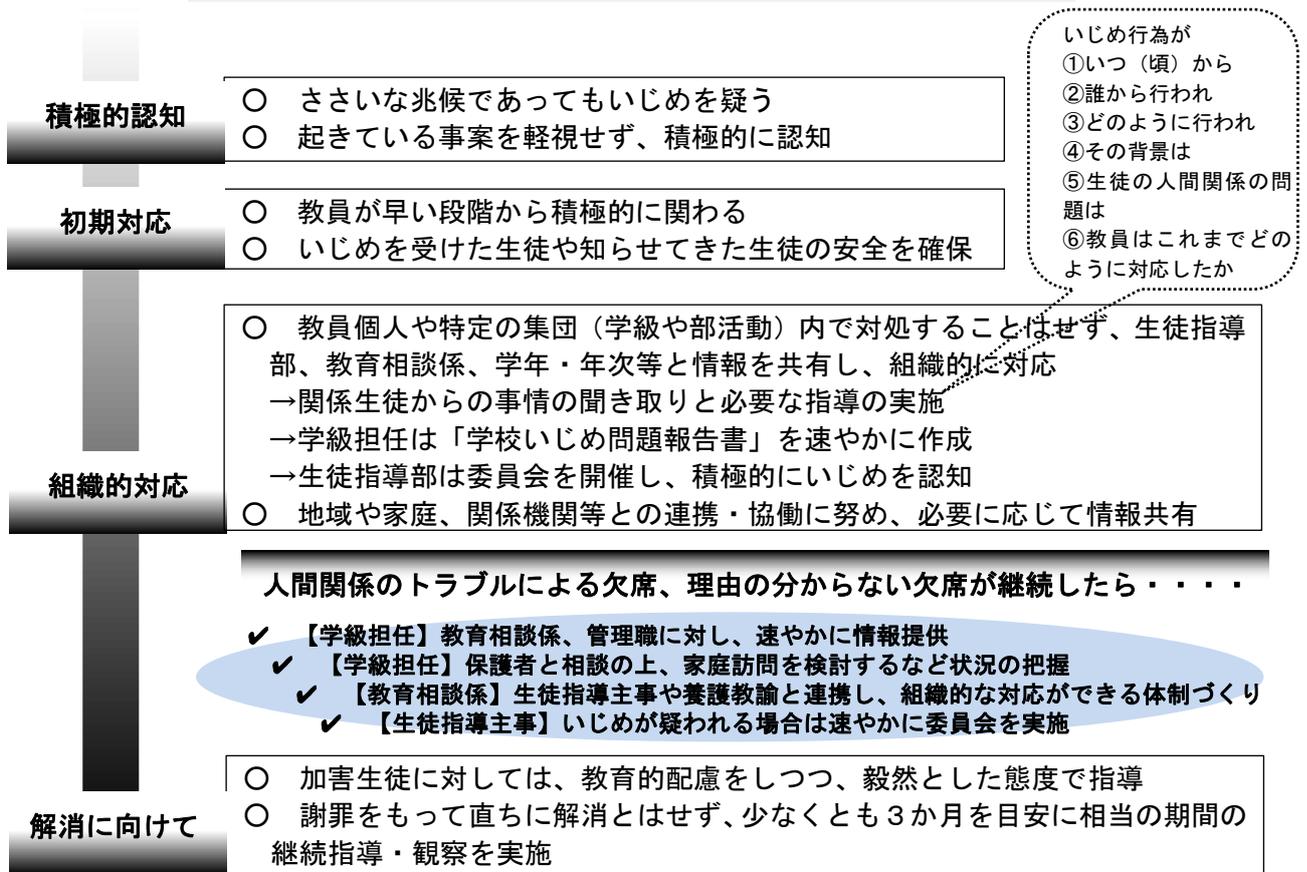
## VIII 評価と改善

- 1 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。
- 2 評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- 3 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

## IX 附則

- 1 本方針は、平成27年9月1日より施行する。
- 2 令和3年4月16日 一部改訂
- 3 令和4年4月22日 全面改訂
- 4 令和6年4月19日 一部改訂

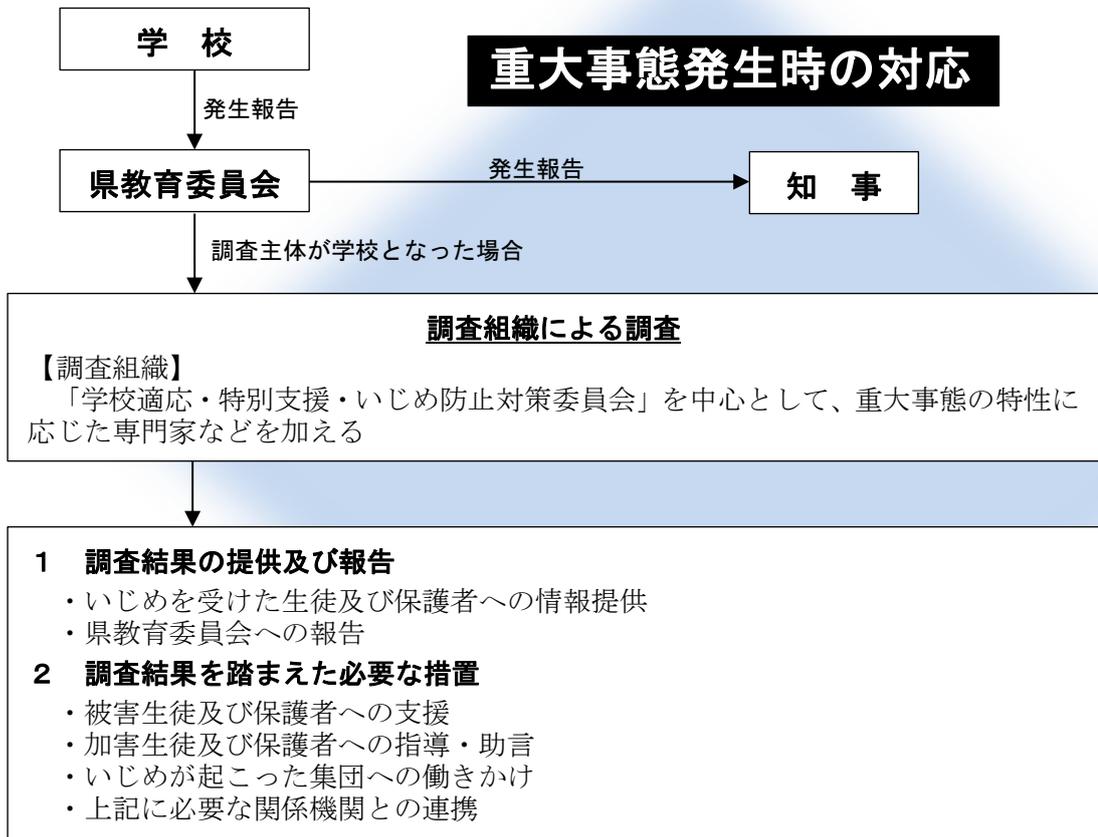
# いじめの認知から対処までの流れ



いじめ行為が

- ①いつ（頃）から
- ②誰から行われ
- ③どのように行われ
- ④その背景は
- ⑤生徒の人間関係の問題は
- ⑥教員はこれまでどのように対応したか

## 重大事態発生時の対応



## 令和6年度いじめ防止年間計画（中学校）

月	いじめ防止のための生徒指導	面談・実態調査（アンケート等）の実施計画	いじめ防止のための会議	校内研修計画（高校と共同）	評価計画（高校と共同）
通年	日常からの生徒観察や指導 ※事案が発生してからの対応にならないよう	いじめが疑われる事案があれば随時実施			
4月	中学校集会 学級活動	カウンセラー面談（～7月） 1年生対象	第1回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会 第1回生徒指導委員会	校内研修① 学校基本計画について	年間計画作成
5月		面接週間（学級担任）	第2回 生徒指導委員会		
6月		第1回 いじめに関するアンケート	第3回 生徒指導委員会		
7月	夏季休業前集会 中学校集会	三者教育相談（全学年）	第2回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会 第4回生徒指導委員会	校内研修② アンケート結果の共有と対応	
8月	夏季休業後集会 中学校集会		第5回 生徒指導委員会	校内研修③ 重大事案への対応について	
9月	前期終業式 講話		第6回 生徒指導委員会		中間評価
10月		三者教育相談（3学年）	第7回 生徒指導委員会		報告
11月		第2回 いじめに関するアンケート	第8回 生徒指導委員会		
12月	冬季休業前集会	三者教育相談（1・2学年）	第3回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会 第9回生徒指導委員会	校内研修④ アンケート結果の共有と対応	
1月	冬季休業後集会 中学校集会		第10回 生徒指導委員会		
2月			第11回 生徒指導委員会		年間評価
3月	後期終業式 中学校集会				報告

## 令和6年度いじめ防止年間計画（高等学校）

月	いじめ防止のための生徒指導	面談・実態調査（アンケート等）の実施計画	いじめ防止のための会議	校内研修計画（中学校と共同）	評価計画（中学校と共同）
通年	日常からの生徒観察や指導 ※事案が発生してからの対応にならないよう	いじめが疑われる事案があれば随時実施			
4月	全校集会 ホームルーム活動	カウンセラー面談（～7月） 1年生対象	第1回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	校内研修① 学校基本計画について	年間計画作成
5月		面接週間（担任）			
6月		いじめに関するアンケート			
7月	夏季休業前集会	三者面談	第2回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	校内研修② アンケート結果の共有と対応	
8月	夏季休業後集会	三者面談		校内研修③ 重大事案への対応について	
9月	前期終業式 講話				中間評価
10月	学年集会	個人面談			報告
11月		いじめに関するアンケート			
12月	冬季休業前集会	面接週間（担任）	第3回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	校内研修④ アンケート結果の共有と対応	
1月	冬季休業後集会				
2月					年間評価
3月	後期終業式				報告

# いじめに関するアンケート実施要項

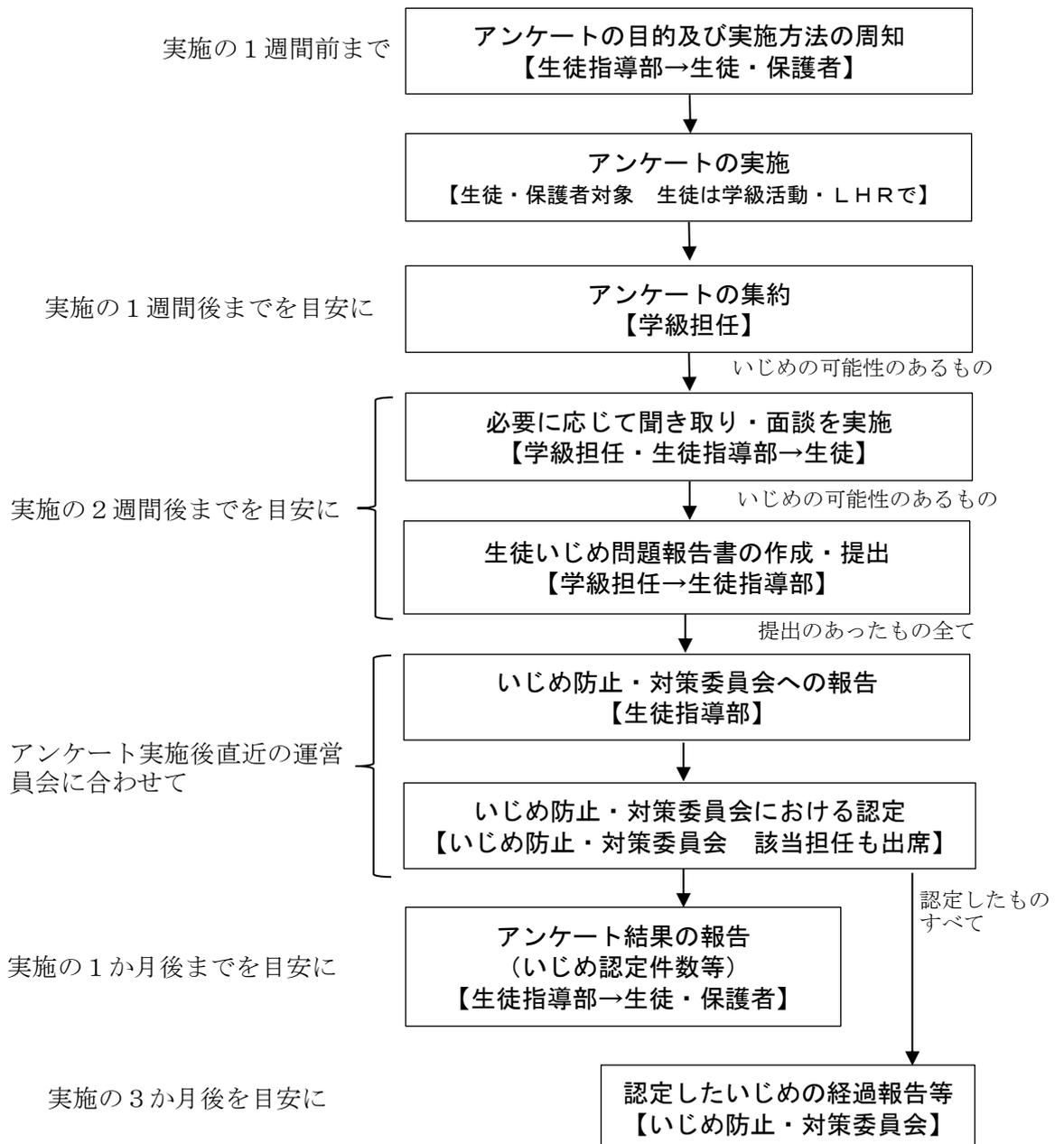
## 1 目的

生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めるとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成するために実施する。

## 2 基本的な方針

- (1) 実施対象者は生徒（高校は保護者にも実施）とする。
- (2) 年間計画に基づき、年2回程度実施する。
- (3) 実施の目的及び方法について事前に十分な周知を行うとともに、実施後は可能な限り速やかに対処する。
- (4) アンケートは記名式で行うが、生徒のプライバシーに十分配慮する。
- (5) アンケート実施後は速やかに結果を集約し、学校いじめ防止基本方針に基づき必要な対処を行う。また、アンケート結果から分かる本校の状況を生徒及び保護者に周知する。

## 3 実施の方法



## 生徒いじめ問題報告書

ふたば未来学園中学校・高等学校

記載日	令和6年 月 日	記載者	
発見のきっかけ	情報提供 <input type="checkbox"/> 被害生徒 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 生徒 ( ) <input type="checkbox"/> 地域住民 <input type="checkbox"/> 電話相談 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 教員 ( ) の発見 <input type="checkbox"/> SC <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> アンケート		
発生年月日	令和6年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃		
生徒氏名 (欄が足りなければ 足す)	<被害>		
	生徒名 ( 学年・年次 組) (男・女) ( 小・中出身) 生年月日 (平成 年 月 日) (年齢 歳)		
	生徒名 ( 学年・年次 組) (男・女) ( 小・中出身) 生年月日 (平成 年 月 日) (年齢 歳)		
	<加害>		
	生徒名 ( 学年・年次 組) (男・女) ( 小・中出身) 生年月日 (平成 年 月 日) (年齢 歳)		
	生徒名 ( 学年・年次 組) (男・女) ( 小・中出身) 生年月日 (平成 年 月 日) (年齢 歳)		
概要 ○いじめの態様 ○経過と対応 ・だれが、いつ、どこ で、なにを、なぜ、 どのように ・時系列で簡潔に	<input type="checkbox"/> 冷やかし、からかい、悪口を受けた <input type="checkbox"/> 仲間はずれ、無視された <input type="checkbox"/> たたかれた・ぶつかられた・蹴られた <input type="checkbox"/> 金品をたかられた <input type="checkbox"/> 金品を隠された(盗まれた) <input type="checkbox"/> ものを壊された(捨てられた) <input type="checkbox"/> 嫌なこと、危険なこと、恥ずかしいことをさせられた <input type="checkbox"/> SNS、メール等でひぼう・中傷された <input type="checkbox"/> その他 ( )		
現在の状況	<input type="checkbox"/> 解消している <input type="checkbox"/> 要経過観察(約3か月後に解消か否かを判断する) <input type="checkbox"/> いじめが継続している <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<input type="checkbox"/> 被害生徒の状況 <input type="checkbox"/> 登校している <input type="checkbox"/> 欠席することが多い。 <input type="checkbox"/> 欠席している ( 日、 / 現在)		

## 【その他参考となる事項】

○いじめの未然防止のため、予防的・開発的な生徒指導を普段から実施する。

### 1 学級経営の充実

- ア 生徒の自発的、自主的な活動を促し、規律と活気のある集団づくりを目指す。
- イ 正しい言葉遣いができる集団を育て、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
- ウ ルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する。
- エ 生徒に対する受容的、共感的態度を持ちながら、毅然とした指導を徹底する。
- オ 被害調査や欠席・遅刻・早退の回数・理由等の掌握により生徒の実態把握に努める。
- カ 学級経営のあり方を定期的に見つめなおし、見通しを持った経営に努める。

### 2 わかる授業、すべての生徒が参加、活躍できる授業

- ア 生徒が積極的に参加し、存在感を感じ、活躍できる授業を目指す。
- イ チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等を含む授業展開を心がける。
- ウ コミュニケーション能力は日々の授業の中で当たり前前に発言したり聞いたりする姿勢から育まれることを意識した授業展開を行う。
- エ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

### 3 社会体験や生活体験の充実

- ア 体験活動について、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むためのものとし、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに思いやり、絆づくりを進めていくことができる機会にする。
- イ 地域創造と人間生活や総合的な探究の時間（中学校は総合的な学習の時間）等における発表の機会や文化祭などの学校行事等について、生徒たちが挑戦する機会とし、共同作業を通して、達成感や感動、より良い人間関係の構築ができるように企画する。

### 4 学年集会、学級活動・ロングホームルームの充実

- ア 指導計画の中にいじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心、思いやり、生命尊重、人権意識の高揚を目指す。
- イ 相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒の育成を目指す。
- ウ 少しのストレスがあっても負けず、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールできる心を育む。

### 5 専門家による指導、講演会

- ア スクールカウンセラーによる専門的な立場からの助言、指導を仰ぐ。
- イ 専門家を招き生徒対象の講演会を開く。（ネットいじめ等）

### 6 保護者との連携と外部発信

- ア ホームページや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側双方の保護者に支援や協力を願い、健全な生徒育成に向け協働する。

### 7 部活動の充実

- ア より高い技能を身につけながら、校則、ルール、マナーを遵守し、自主的に行動し、心身の鍛錬に励むことを指導する。
- イ 異年齢集団の中で礼儀作法を実践し、お互いを尊重して信頼関係を築くことを目指す。
- ウ 生徒の責任感、連帯感を育成し、仲間との触れ合いを通して、自らを向上させる場とする。
- エ 研究、創意工夫し、思慮深い言動ができる心豊かな生徒を育成する。

○ いじめの早期発見のため、普段から次の事項について注意する。

1 いじめ根絶のための日常的・継続的な指導

学級や学年、学校全体において、いじめ根絶のための指導を日常的・継続的に行う。

2 積極的な情報共有

いじめに関するアンケートのみに頼ることなく、普段から生徒に気になる変化が見られたり、遊びやふざけのようにも見える行為があったりした場合、必要事項をメモするなど、職員がいつでも共有できるようにしておく。

3 丁寧な生徒観察

ささいな情報を放置したり問題ではないと判断したりせず、丁寧に生徒観察を行う。

ア 出席をとる時に一人ひとりの顔を見て声を聞く。

イ 学級日誌等を活用する。

ウ 養護教諭と連携し保健室の様子を共有する。

エ 生徒の生活や健康状況を把握するための健康観察や定期的な個人面談を行う。

オ 相談を受けた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることの無いようにし、聞いた内容は記録に残し、情報を共有する。

4 相談窓口の周知

いじめ相談ダイヤル等の周知を行い、職員に直接話すのをためらうような生徒に対処する。

5 保護者との連携

保護者と連携し、家庭で気になる様子がないかを把握する。

○ いじめの措置と対応について、次の事項に留意する

1 積極的な認知

ア いじめと考えられる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ 生徒や保護者から「いじめ」との相談や訴えが合った場合、真摯に傾聴する。

ウ いじめを発見したり、相談があったりした場合は、情報を抱え込まず周囲の教職員や学年・年次、生徒指導部との連携を図り組織的に対応する。

2 初期対応

ア 速やかに関係生徒から事情を聞き、正確な実態把握を行う。

イ 知らせてくれた生徒に被害が及ぶことがないように配慮する。

ウ いじめられた生徒を守り通すことを伝え、安全を確保する。

エ 聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

オ いじめた生徒には、いじめが人格を傷つけ生命をも脅かす行為であることを認識させる。

カ 第三者の客観的な情報も収集する。

キ 把握内容を教頭に報告する。

ク 生徒いじめ問題報告書を作り、学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会に報告する。

3 組織的な対応

ア 正確な実態把握に基づき、指導、支援体制を組む。

イ いじめた生徒、いじめられた生徒への適切な対応を検討する。

ウ 保護者への連絡、報告等を行う。

エ SCやSSWのほか、必要に応じて外部期間との連携を図る。

4 状況改善に向けた対応

ア 総合的な取り組みの効果を検証し改善策を講じる。

イ 認定したいじめは、委員会において3か月後を目途に状況を確認し、いじめが解消しているかどうかを判断する。